

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「共通仕様書（農林水産土木工事編）」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）
<p>第1章 総則</p>	<p>第1節 総則 第101条～第108条（略） <u>第109条 現場技術員等</u> <u>受注者は、設計図書又は打合せ簿等において、建設コンサルタント等の現場技術員等の配置が示された場合、次によらなければならない。</u> <u>1 現場技術員等が監督員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。</u> <u>ただし、現場技術員等は契約書に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</u> <u>2 監督員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。この場合、監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。</u> <u>3 監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告及び通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。</u> 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条</p>	<p>第1節 総則 第101条～第108条（略） <u>[新設]</u> 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「施工管理基準」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）
適用	<p>農林水産土木工事施工管理基準</p> <p>この農林水産土木工事施工管理基準は、土木工事編Ⅰ第1編1-1-29「施工管理」に基づき、農林水産土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1 目的 この基準は、農林水産土木工事の施工について、契約書類に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用 この基準は、福島県農林水産部が発注する農林水産土木工事について適用する。 なお、この基準の定めのないものについては土木工事施工管理基準のほかに、「<u>情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）</u>」によるものとする。 また、試験様式については、土木工事編Ⅲ（参考資料）「様式」を準用するものとする。</p>	<p>農林水産土木工事施工管理基準</p> <p>この農林水産土木工事施工管理基準は、土木工事編Ⅰ第1編1-1-29「施工管理」に基づき、農林水産土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1 目的 この基準は、農林水産土木工事の施工について、契約書類に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用 この基準は、福島県農林水産部が発注する農林水産土木工事について適用する。 なお、この基準の定めのないものについては土木工事施工管理基準_____によるものとする。 また、試験様式については、土木工事編Ⅲ（参考資料）「様式」を準用するものとする。</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要
2 ほ場整備工事 2 基盤整地 田面整地	①基準高（V） ②均平度（◇）	±75 <u>標高を指定した場合のみ</u> ±35	基準高、均平度標高を測定する。 a 1区画 90a以上については20点を標準とする。 b 1区画 30a以上 90a未滿については12点を標準とする。 c 1区画 30a未滿については9点を標準とする。 標準図（略）		①基準高（V） ②均平度（◇）	±75 <hr/> ±35	基準高、均平度標高を測定する。 a 1区画 90a以上については20点を標準とする。 b 1区画 30a以上 90a未滿については12点を標準とする。 c 1区画 30a未滿については9点を標準とする。 標準図（略）	
3 畑面整地	①基準高（V）	±75 <u>標高を指定し平坦に仕上げる場合のみ</u>	基準高標高を測定する。 a 1区画90a以上については20点を標準とする。 b 1区画30a以上90a未滿については12点を標準とする。 c 1区画30a未滿については9点を標準とする。 標準図（略）	<u>設計図書で勾配を指定している場合は設計図書による。</u>	①基準高（V）	±75	基準高標高を測定する。 a 1区画90a以上については20点を標準とする。 b 1区画30a以上90a未滿については12点を標準とする。 c 1区画30a未滿については9点を標準とする。 標準図（略）	<hr/> <hr/> <hr/>

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要
2 ほ場整備工事 7 道路工（砂利道以下）	①基準高（V） ②厚さ（T） ③幅（B） ④施工延長	指定したとき ±100 -15% -150 -0.2% ただし延長200m 未満 -400	1. 幹線道路 おおむね施工 延長50m（測点間 隔20mにあつては 40m）につき1箇 所の割合で測定 する。 2. 支線道路 施工延長おお おね200mにつき1 箇所の割合で測 定する。 上記以外は2箇 所測定する。 標準図（略）		①基準高（V） ②路盤厚（T） ③幅（B） ④施工延長	指定したとき ±100 -15% -150 -0.2% ただし延長200m 未満 -400	1. 幹線道路 おおむね施工 延長50m（測点間 隔20mにあつては 40m）につき1箇 所の割合で測定 する。 2. 支線道路 施工延長おお おね200mにつき1 箇所の割合で測 定する。 上記以外は2箇 所測定する。 標準図（略）	

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要
8 溪間工 2. コンクリートダム（本ダム、副ダム、垂直壁、帯工）	①基準高（▽） ②幅（w） ③放水路長（ℓ） ③高さ（h） ④堤長（L）	±30 ±30 ±30 -30 -L/300 ただし -L/300 ≥ -50の場合 -50 -L/300 ≤ -150の場合 -150	構造図の寸法標示箇所を測定する。ただし、特に指定がない場合センターを測定する。 標準図（略）		①基準高（▽） ②幅（w） ③放水路長（ℓ） ③高さ（h） ④堤長（L）	±30 ±30 ±30 -30 -L/300 ただし -L/300 ≤ -50の場合 -50 -L/300 ≥ -150の場合 -150	構造図の寸法標示箇所を測定する。ただし、特に指定がない場合センターを測定する。 標準図（略）	
3. 水叩き	①基準高（▽） ②幅（w） ③厚さ（t） ④延長（L）	±30 ±30 -30 -L/300 ただし -L/300 ≥ -50の場合 -50 -L/300 ≤ -150の場合 -150	構造図の寸法標示箇所を測定する。ただし、特に指定がない場合センターを測定する。 標準図（略）		①基準高（▽） ②幅（w） ③厚さ（t） ④延長（L）	±30 ±30 -30 -L/300 ただし -L/300 ≤ -50の場合 -50 -L/300 ≥ -150の場合 -150	構造図の寸法標示箇所を測定する。ただし、特に指定がない場合センターを測定する。 標準図（略）	

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要
8 溪間工 4. 側壁、袖かくし 及び間詰コンクリート	①基準高 （▽） ②厚さ （b, w） ③高 さ （H, h） ④延 長 （L）	±30 ±30 -30 -L/300 ただし -L/300 \geq -50の 場合 -50 -L/300 \leq -150 の場合 -150	構造図の寸法標 示箇所を測定す る。ただし、特 に指定がない場 合センターを測 定する。 標準図（略）	岩盤間詰コンクリート は除く	①基準高 （▽） ②厚さ （b, w） ③高 さ （H, h） ④延 長 （L）	±30 ±30 -30 -L/300 ただし -L/300 \leq -50の 場合 -50 -L/300 \geq -150 の場合 -150	構造図の寸法標 示箇所を測定す る。ただし、特 に指定がない場 合センターを測 定する。 標準図（略）	岩盤間詰コンクリート は除く
6. 鋼製ダム（枠工 タイプ）、鋼製自在 枠、大型ふとんかご	①基準高 （V） ②幅 （b） ③放水路長 （D） ④高 さ （H） ⑤延 長 （L）	±50 ±50 ±50 -50 -L/300 ただし -L/300 \geq -50の 場合 -50 -L/300 \leq -150 の場合 -150	構造物の寸法表 示箇所を測定す る。 ただし、特に指 定がない場合セ ンターを測定す る。 標準図（略）		①基準高 （V） ②幅 （b） ③放水路長 （D） ④高 さ （H） ⑤延 長 （L）	±50 ±50 ±50 -50 -L/300 ただし -L/300 \leq -50の 場合 -50 -L/300 \geq -150 の場合 -150	構造物の寸法表 示箇所を測定す る。 ただし、特に指 定がない場合セ ンターを測定す る。 標準図（略）	

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要
9 山腹工 2 土留工 コンクリート擁壁工	①基準高 （▽）	±50	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。厚さ・高さの管理は法長2m未満は1箇所、2m以上は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図寸法表示箇所を測定する。 標準図（略）		①基準高 （▽）	±50	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。厚さ・高さの管理は法長2m未満は1箇所、2m以上は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図寸法表示箇所を測定する。 標準図（略）	
	②幅 （B）	±30			②幅 （B）	±30		
コンクリートブロック積	③高さ （h）	h<3000の場合 -50 h≥3000の場合 -100	③のり長 （h）		③高さ （h）	h<3000の場合 -50 h≥3000の場合 -100	④延長 （L）	
	④延長（L）	-L/300 ただし -L/300 ≥ -50の場合 -50 -L/300 ≤ -150の場合 -150			④延長（L）	-L/300 ただし -L/300 ≤ -50の場合 -50 -L/300 ≥ -150の場合 -150		

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要
9 山腹工 2 土留工 片法枠	①基準高 (▽)	±80	線的なものについては施工延長 おおむね20mにつき1箇所 の割合で測定する。上記未 満は2箇所測定する。厚さ・ 高さの管理は法長2m未 満は1箇所、2m以上は2 箇所測定する。箇所単位 のものについては適宜構 造図寸法表示箇所を測 定する。 標準図（略）		①基準高 (▽)	±80	線的なものについては 施工延長おおむね20m につき1箇所の割合で測 定する。上記未満は2箇 所測定する。厚さ・高さ の管理は法長2m未満は 1箇所、2m以上は2箇 所測定する。箇所単位の ものについては適宜構造 図寸法表示箇所を測定す る。 標準図（略）	
	②延長 (L)	-L/300 ただし -L/300 ≥ -50の場合 -50 -L/300 ≤ -150の場合 -150 -30			②延長 (L)	-L/300 ただし -L/300 ≤ -50の場合 -50 -L/300 ≥ -150の場合 -150 -30		
③幅 (B)		③幅 (B)						
④高さ (H)	h < 3000 の場合 -50 h ≥ 3000 の場合 -100	④高さ (H)			h < 3000 の場合 -50 h ≥ 3000 の場合 -100			
鋼製自在枠 大型ふとんかご	①基準高 (▽)	±50	線的なものについては施工延長 おおむね20mにつき1箇所 の割合で測定する。上記未 満は2箇所測定する。厚さ・ 高さの管理は法長2m未 満は1箇所、2m以上は2 箇所測定すること。箇所 単位のものについては適 宜構造図寸法表示箇所を 測定する。 標準図（略）		①基準高 (▽)	±50	線的なものについては 施工延長おおむね20m につき1箇所の割合で測 定する。上記未満は2箇 所測定する。厚さ・高さ の管理は法長2m未満は 1箇所、2m以上は2箇 所測定すること。箇所単 位のものについては適宜 構造図寸法表示箇所を測 定する。 標準図（略）	
	②幅 (B)	±50			②幅 (B)	±50		
③高さ (H)	-50	③高さ (H)			-50			
④延長 (L)	-L/300 ただし -L/300 ≥ -50の場合 -50 -L/300 ≤ -150の場合 -150	④延長 (L)			-L/300 ただし -L/300 ≤ -50の場合 -50 -L/300 ≥ -150の場合 -150			

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要	項目	規格値（mm）	測定基準	摘要
9 山腹工 2 土留工 木製	①基準高 (▽)	±50	線的なものについては施工延長 おおむね20mにつき1箇所 の割合で測定する。上記未 満は2箇所測定する。厚さ・ 高さの管理は法長2m未 満は1箇所、2m以上は2 箇所測定すること。箇所 単位のものについては適 宜構造図寸法表示箇所を 測定する。 標準図（略）		①基準高 (▽)	±50	線的なものについては施工 延長おおむね20mにつ き1箇所の割合で測定す る。上記未満は2箇所測 定する。厚さ・高さの管 理は法長2m未満は1箇 所、2m以上は2箇所測 定すること。箇所単位 のものについては適宜構 造図寸法表示箇所を測 定する。 標準図（略）	
	①幅 (B)	±50			①幅 (B)	±50		
	②高 さ (H)	-100			②高 さ (H)	-100		
	③延 長 (L)	-L/50 ただし -L/50 \geq -100の 場合 -100 -L/50 \leq -400の 場合 -400			③延 長 (L)	-L/50 ただし -L/50 \leq -100の 場合 -100 -L/50 \geq -400の 場合 -400		

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）																																																																				
4 コンクリート二次製品及び鋼材関係	<p style="text-align: center; color: red;">[削除]</p>	<p>4 コンクリート二次製品及び鋼材関係</p> <p><u>(1) コンクリート二次製品関係</u></p> <table border="1" data-bbox="1256 352 2063 1353"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>規 格</th> <th>試験方法</th> <th>標準ロット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート管 及び鉄筋コンクリート管</td> <td>JIS A 5371 JIS A 5372</td> <td>JIS A 5371 JIS A 5372</td> <td>300 本</td> </tr> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)</td> <td>JIS A 5372</td> <td>JIS A 5372</td> <td>直 径 φ 150 ～ 350 500 本 φ 400 ～ 1,000 200 本 φ 1,100 ～ 1,800 150 本 φ 2,000 ～ 2,400 130 本 φ 2,600 ～ 3,000 100 本 異形管、T字管、Y字管、 短管 100 本 曲管、支管 50 本</td> </tr> <tr> <td>コア式プレストコンクリート管 (PC管)</td> <td>JIS A 5373</td> <td>JIS A 5373</td> <td>50 本</td> </tr> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート杭</td> <td>JIS A 5372</td> <td>JIS A 5372</td> <td>200 本</td> </tr> <tr> <td>プレテンション方式遠心力高強度プレ ストレストコンクリート杭 (PHC杭)</td> <td>JIS A 5373</td> <td>JIS A 5373</td> <td>外 径 300 ～ 400 1,000 本 450 ～ 600 700 本 700 ～ 1,200 500 本</td> </tr> <tr> <td>コンクリート矢板</td> <td>JIS A 5372 JIS A 5373</td> <td>JIS A 5372 JIS A 5373</td> <td>1,000 枚</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリートフリューム及び 鉄筋コンクリートベンチフリューム</td> <td>JIS A 5372</td> <td>JIS A 5372</td> <td>500 個</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート組立土止め</td> <td>JIS A 5372</td> <td>JIS A 5372</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリートU型 (U字溝)</td> <td>JIS A 5372</td> <td>JIS A 5372</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>道路用鉄筋コンクリート側溝</td> <td>JIS A 5345</td> <td>JIS A 5345</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>舗装用コンクリート平板</td> <td>JIS A 5371</td> <td>JIS A 5371</td> <td>2,000 枚</td> </tr> <tr> <td>コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩重道境界)</td> <td>JIS A 5371</td> <td>JIS A 5371</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>コンクリートL型 及び鉄筋コンクリートL型</td> <td>JIS A 5371 JIS A 5372</td> <td>JIS A 5371 JIS A 5372</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>組合せ暗渠ブロック</td> <td>JIS A 5372</td> <td>JIS A 5372</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>コンクリート積ブロック</td> <td>JIS A 5371</td> <td>JIS A 5371</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>建築用コンクリートブロック</td> <td>JIS A 5406</td> <td>JIS A 5406</td> <td>1,000 個</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	無筋コンクリート管 及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300 本	遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直 径 φ 150 ～ 350 500 本 φ 400 ～ 1,000 200 本 φ 1,100 ～ 1,800 150 本 φ 2,000 ～ 2,400 130 本 φ 2,600 ～ 3,000 100 本 異形管、T字管、Y字管、 短管 100 本 曲管、支管 50 本	コア式プレストコンクリート管 (PC管)	JIS A 5373	JIS A 5373	50 本	遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200 本	プレテンション方式遠心力高強度プレ ストレストコンクリート杭 (PHC杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外 径 300 ～ 400 1,000 本 450 ～ 600 700 本 700 ～ 1,200 500 本	コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000 枚	鉄筋コンクリートフリューム及び 鉄筋コンクリートベンチフリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500 個	鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個	鉄筋コンクリートU型 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個	道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5345	JIS A 5345	1,000 個	舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000 枚	コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩重道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個	コンクリートL型 及び鉄筋コンクリートL型	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000 個	組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個	コンクリート積ブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個	建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000 個
種 類	規 格	試験方法	標準ロット数																																																																			
無筋コンクリート管 及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300 本																																																																			
遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直 径 φ 150 ～ 350 500 本 φ 400 ～ 1,000 200 本 φ 1,100 ～ 1,800 150 本 φ 2,000 ～ 2,400 130 本 φ 2,600 ～ 3,000 100 本 異形管、T字管、Y字管、 短管 100 本 曲管、支管 50 本																																																																			
コア式プレストコンクリート管 (PC管)	JIS A 5373	JIS A 5373	50 本																																																																			
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200 本																																																																			
プレテンション方式遠心力高強度プレ ストレストコンクリート杭 (PHC杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外 径 300 ～ 400 1,000 本 450 ～ 600 700 本 700 ～ 1,200 500 本																																																																			
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000 枚																																																																			
鉄筋コンクリートフリューム及び 鉄筋コンクリートベンチフリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500 個																																																																			
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個																																																																			
鉄筋コンクリートU型 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個																																																																			
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5345	JIS A 5345	1,000 個																																																																			
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000 枚																																																																			
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩重道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個																																																																			
コンクリートL型 及び鉄筋コンクリートL型	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000 個																																																																			
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個																																																																			
コンクリート積ブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個																																																																			
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000 個																																																																			

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「品質管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）						
4 コンクリート二次製品及び鋼材関係	[削除]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(参考) 規格値</th> <th style="text-align: center;">管理方式</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合 は、製造業者の実施している JIS に よる品質管理の工場報告書により確 認するものとし、標準ロット数以上 の場合は、ロット数、又はその端数 毎に、工場における強度試験に立会 うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、 形状については全数を、寸法（又は 重量）については 100 個、又はその 端数毎に、1 個を抽出して再検査す るものとする。 試験（測定）項目、方法等は種類 により異なり複雑であるので、必要 な JIS は前もって充分調べておく必 要がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品 別に定める規格により実施するも のとする。ただし、定めのないもの は、類似の JIS 製品の品質管理の 規定を準用する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図 表による。 20 点未満の場合は結 果一覧表による。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) メーカーの報告書による 場合は内容チェックをし、 疑問があれば立会検査を実 施する。 (2) 不合格になった材料は、 使用してはならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	(参考) 規格値	管理方式	処 理	<p>(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合 は、製造業者の実施している JIS に よる品質管理の工場報告書により確 認するものとし、標準ロット数以上 の場合は、ロット数、又はその端数 毎に、工場における強度試験に立会 うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、 形状については全数を、寸法（又は 重量）については 100 個、又はその 端数毎に、1 個を抽出して再検査す るものとする。 試験（測定）項目、方法等は種類 により異なり複雑であるので、必要 な JIS は前もって充分調べておく必 要がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品 別に定める規格により実施するも のとする。ただし、定めのないもの は、類似の JIS 製品の品質管理の 規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図 表による。 20 点未満の場合は結 果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による 場合は内容チェックをし、 疑問があれば立会検査を実 施する。 (2) 不合格になった材料は、 使用してはならない。</p>
(参考) 規格値	管理方式	処 理						
<p>(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合 は、製造業者の実施している JIS に よる品質管理の工場報告書により確 認するものとし、標準ロット数以上 の場合は、ロット数、又はその端数 毎に、工場における強度試験に立会 うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、 形状については全数を、寸法（又は 重量）については 100 個、又はその 端数毎に、1 個を抽出して再検査す るものとする。 試験（測定）項目、方法等は種類 により異なり複雑であるので、必要 な JIS は前もって充分調べておく必 要がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品 別に定める規格により実施するも のとする。ただし、定めのないもの は、類似の JIS 製品の品質管理の 規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図 表による。 20 点未満の場合は結 果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による 場合は内容チェックをし、 疑問があれば立会検査を実 施する。 (2) 不合格になった材料は、 使用してはならない。</p>						

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）																																								
4 コンクリート二次製品及び鋼材関係	[削除]	<table border="1" data-bbox="1252 276 2045 443"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>規 格</th> <th>試験方法</th> <th>標準ロット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型水路</td> <td>農業土木事業協会規格による</td> <td>農業土木事業協会規格による</td> <td>農業土木事業協会規格による</td> </tr> <tr> <td>L型水路</td> <td>農業土木事業協会規格による</td> <td>農業土木事業協会規格による</td> <td>農業土木事業協会規格による</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1267 459 1417 483">(2) 鋼材関係</p> <table border="1" data-bbox="1252 491 2045 914"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>規 格</th> <th>試験方法</th> <th>標準ロット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管杭</td> <td>JIS A 5525</td> <td>JIS A 5525</td> <td>寸法、外観、化学成分及び強度試験</td> </tr> <tr> <td>H型鋼杭</td> <td>JIS A 5526</td> <td>JIS A 5526</td> <td>寸法、外観、化学成分及び強度試験</td> </tr> <tr> <td>熱間圧延鋼矢板</td> <td>JIS A 5528</td> <td>JIS A 5528</td> <td>寸法、外観、化学成分及び強度試験</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> <td>JIS G 3101</td> <td>寸法、外観、化学成分及び強度試験</td> </tr> <tr> <td>再生鋼材</td> <td>JIS G 3111</td> <td>JIS G 3111</td> <td>寸法、外観及び引張曲げ強度試験</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>JIS G 3112</td> <td>JIS G 3112</td> <td>寸法、外観及び引張曲げ強度試験</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	大型水路	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による	L型水路	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験	H型鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験	再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験
種 類	規 格	試験方法	標準ロット数																																							
大型水路	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による																																							
L型水路	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による	農業土木事業協会規格による																																							
種 類	規 格	試験方法	標準ロット数																																							
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験																																							
H型鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験																																							
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験																																							
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験																																							
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験																																							
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験																																							

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「品質管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）										
4 コンクリート二次製品及び鋼材関係	[削除]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; color: red;">(参考) 規 格 値</th> <th style="text-align: center; color: red;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center; color: red;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">(1) JIS製品 製造会社の品質試験結果（ミルシート）で確認する。</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">(2) JIS外製品 同一形状寸法で10～50tまでは10t毎に2本、50tを超える場合は50t毎に2本の割合で試験を行うものとする。やだし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	(参考) 規 格 値	管 理 方 式	処 理				(1) JIS製品 製造会社の品質試験結果（ミルシート）で確認する。			(2) JIS外製品 同一形状寸法で10～50tまでは10t毎に2本、50tを超える場合は50t毎に2本の割合で試験を行うものとする。やだし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。
(参考) 規 格 値	管 理 方 式	処 理										
(1) JIS製品 製造会社の品質試験結果（ミルシート）で確認する。												
(2) JIS外製品 同一形状寸法で10～50tまでは10t毎に2本、50tを超える場合は50t毎に2本の割合で試験を行うものとする。やだし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。												

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）																																					
4 コンクリート二次製品及び鋼材関係	[削除]	<p style="text-align: center;">（3）その他の二次製品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">試験方法</th> <th style="width: 30%;">標準ロット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鑄</td> <td>ダクタイル鑄鉄管</td> <td>JIS G 5526</td> <td>JIS G 5526</td> <td>φ 75 ~ 250 200本 φ 300 ~ 600 100本</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鑄鉄異形管</td> <td>JIS G 5527</td> <td>JIS G 5527</td> <td>φ 700 ~ 1,000 60本 φ 1,100 ~ 1,500 40本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鉄 管</td> <td>ダクタイル鑄鉄直管及びダクタイル鑄鉄異形管（農業用水用）</td> <td>JDPAG 1027</td> <td>JDPAG 1027</td> <td>φ 1,600 ~ 2,000 30本</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鑄鉄継手管（農業用水用）</td> <td>JDPAG 1028</td> <td>JDPAG 1028</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">塩 化 ビ ニ ー ル 管</td> <td>硬質塩化ビニール管</td> <td>JIS K 6741</td> <td>JIS K 6741</td> <td>1,000本</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニール管</td> <td>JIS K 6742</td> <td>JIS K 6742</td> <td>1,000本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">強 化 プ ラ ス テ ィ ッ ク 複 合 管</td> <td>強化プラスチック複合管</td> <td>JIS K 5350</td> <td>JIS K 5350</td> <td>200本</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	鑄	ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75 ~ 250 200本 φ 300 ~ 600 100本	ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 700 ~ 1,000 60本 φ 1,100 ~ 1,500 40本	鉄 管	ダクタイル鑄鉄直管及びダクタイル鑄鉄異形管（農業用水用）	JDPAG 1027	JDPAG 1027	φ 1,600 ~ 2,000 30本	ダクタイル鑄鉄継手管（農業用水用）	JDPAG 1028	JDPAG 1028		塩 化 ビ ニ ー ル 管	硬質塩化ビニール管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本	水道用硬質塩化ビニール管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本	強 化 プ ラ ス テ ィ ッ ク 複 合 管	強化プラスチック複合管	JIS K 5350	JIS K 5350	200本
	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数																																			
鑄	ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75 ~ 250 200本 φ 300 ~ 600 100本																																			
	ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 700 ~ 1,000 60本 φ 1,100 ~ 1,500 40本																																			
鉄 管	ダクタイル鑄鉄直管及びダクタイル鑄鉄異形管（農業用水用）	JDPAG 1027	JDPAG 1027	φ 1,600 ~ 2,000 30本																																			
	ダクタイル鑄鉄継手管（農業用水用）	JDPAG 1028	JDPAG 1028																																				
塩 化 ビ ニ ー ル 管	硬質塩化ビニール管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本																																			
	水道用硬質塩化ビニール管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本																																			
強 化 プ ラ ス テ ィ ッ ク 複 合 管	強化プラスチック複合管	JIS K 5350	JIS K 5350	200本																																			

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「品質管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）						
4 コンクリート二次製品及び鋼材関係	[削除]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33%;">(参考)規 格 値</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">管理方式</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>(1) JIS 製品</u> <u>個数の標準ロット数以下の場合</u> <u>は、製造業者の実施している JIS に</u> <u>よる品質管理の工場報告書により確</u> <u>認するものとし、標準ロット数以上</u> <u>の場合は、ロット数、又はその端数</u> <u>毎に、工場における強度試験に立会</u> <u>うものとする。</u> <u>ただし、現場へ搬入の都度、外観、</u> <u>形状については全数を、寸法（又は</u> <u>重量）については 100 個、又はその</u> <u>端数毎に、1 個を抽出して再検査す</u> <u>るものとする。</u> <u>試験（測定）項目、方法等は種類</u> <u>により異なり複雑であるので、必要</u> <u>な JIS は前もって充分調べておく必</u> <u>要がある。</u></p> <p><u>(2) JIS 相当品</u> <u>前項に準ずる。</u></p> <p><u>(3) JIS 外製品</u> <u>別に定める規格により実施するも</u> <u>のとする。ただし、定めのないもの</u> <u>は、類似の JIS 製品の品質管理の</u> <u>規定を準用する。</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>(1) 測定した結果が 20</u> <u>点以上の場合は管理図</u> <u>表による。</u> <u>20 点未満の場合は結</u> <u>果一覧表による。</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>(1) メーカーの報告書による</u> <u>場合は内容チェックをし、疑</u> <u>問があれば立会検査をする。</u> <u>(2) 不合格になった材料は、</u> <u>使用してはならない。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	(参考)規 格 値	管理方式	処 理	<p><u>(1) JIS 製品</u> <u>個数の標準ロット数以下の場合</u> <u>は、製造業者の実施している JIS に</u> <u>よる品質管理の工場報告書により確</u> <u>認するものとし、標準ロット数以上</u> <u>の場合は、ロット数、又はその端数</u> <u>毎に、工場における強度試験に立会</u> <u>うものとする。</u> <u>ただし、現場へ搬入の都度、外観、</u> <u>形状については全数を、寸法（又は</u> <u>重量）については 100 個、又はその</u> <u>端数毎に、1 個を抽出して再検査す</u> <u>るものとする。</u> <u>試験（測定）項目、方法等は種類</u> <u>により異なり複雑であるので、必要</u> <u>な JIS は前もって充分調べておく必</u> <u>要がある。</u></p> <p><u>(2) JIS 相当品</u> <u>前項に準ずる。</u></p> <p><u>(3) JIS 外製品</u> <u>別に定める規格により実施するも</u> <u>のとする。ただし、定めのないもの</u> <u>は、類似の JIS 製品の品質管理の</u> <u>規定を準用する。</u></p>	<p><u>(1) 測定した結果が 20</u> <u>点以上の場合は管理図</u> <u>表による。</u> <u>20 点未満の場合は結</u> <u>果一覧表による。</u></p>	<p><u>(1) メーカーの報告書による</u> <u>場合は内容チェックをし、疑</u> <u>問があれば立会検査をする。</u> <u>(2) 不合格になった材料は、</u> <u>使用してはならない。</u></p>
(参考)規 格 値	管理方式	処 理						
<p><u>(1) JIS 製品</u> <u>個数の標準ロット数以下の場合</u> <u>は、製造業者の実施している JIS に</u> <u>よる品質管理の工場報告書により確</u> <u>認するものとし、標準ロット数以上</u> <u>の場合は、ロット数、又はその端数</u> <u>毎に、工場における強度試験に立会</u> <u>うものとする。</u> <u>ただし、現場へ搬入の都度、外観、</u> <u>形状については全数を、寸法（又は</u> <u>重量）については 100 個、又はその</u> <u>端数毎に、1 個を抽出して再検査す</u> <u>るものとする。</u> <u>試験（測定）項目、方法等は種類</u> <u>により異なり複雑であるので、必要</u> <u>な JIS は前もって充分調べておく必</u> <u>要がある。</u></p> <p><u>(2) JIS 相当品</u> <u>前項に準ずる。</u></p> <p><u>(3) JIS 外製品</u> <u>別に定める規格により実施するも</u> <u>のとする。ただし、定めのないもの</u> <u>は、類似の JIS 製品の品質管理の</u> <u>規定を準用する。</u></p>	<p><u>(1) 測定した結果が 20</u> <u>点以上の場合は管理図</u> <u>表による。</u> <u>20 点未満の場合は結</u> <u>果一覧表による。</u></p>	<p><u>(1) メーカーの報告書による</u> <u>場合は内容チェックをし、疑</u> <u>問があれば立会検査をする。</u> <u>(2) 不合格になった材料は、</u> <u>使用してはならない。</u></p>						

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「品質管理基準及び規格値」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）
4 コンクリート二次製品及び鋼材関係	<p><u>4</u> 管水路の通水試験 (1)～(4)略</p> <p><u>5</u> 森林造成（生育基盤盛土工）</p>	<p><u>5</u> 管水路の通水試験 (1)～(4)略</p> <p><u>6</u> 森林造成（生育基盤盛土工）</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「写真管理基準」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）	旧（令和4年4月1日）
適用	<p>農林水産土木工事写真管理基準</p> <p>この農林水産土木工事写真管理基準は、土木工事写真管理基準に基づき定めたものである。</p> <p>1 適用</p> <p>この基準は、福島県農林水産部が発注する農林水産土木工事について適用する。</p> <p>なお、この基準に定めのないものについては土木工事施工管理基準のほか、<u>「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」</u>によるものとする。</p>	<p>農林水産土木工事写真管理基準</p> <p>この農林水産土木工事写真管理基準は、土木工事写真管理基準に基づき定めたものである。</p> <p>1 適用</p> <p>この基準は、福島県農林水産部が発注する農林水産土木工事について適用する。</p> <p>なお、この基準に定めのないものについては土木工事写真管理基準_____によるものとする。</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「写真管理基準」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）					旧（令和4年4月1日）				
	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
出来型管理写真 敷砂利工	敷砂利工	敷砂利	敷均し厚	施工中	200mに1回または1 施工単位に1回	敷砂利工 <u>(農林道含む)</u>	敷砂利	敷均し厚	施工中	100mに1回または1 施工単位に1回
			転圧状況	施工後	200mに1回または1 施工単位に1回			厚さ・敷幅	施工後	100mに1回または1 施工単位に1回

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「写真管理基準」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）					旧（令和4年4月1日）				
	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
出来型管理写真 コンクリート二次製 品水路	ベンチフ リューム、排 水フリュー ム、道路側溝 等	本体	施工状況	施工中 施工後	100mに1回または 1 施工単位に1回					
	鉄筋コンク リート組立柵 渠									
	鉄筋コンク リート大型フ リューム水路									
	暗渠									
	コンクリート ブロック積	本体	施工状況 幅・高さ	施工中 施工後	100mに1回または 1 施工単位に1回	コンクリート二次 製品水路	本体	施工状況 幅・高さ・厚さ	施工中 施工後	100mに1回または 1 施工単位に1回
	鉄筋コンク リートL型水 路	本体	施工状況 幅・厚さ	施工中 施工後	100mに1回または 1 施工単位に1回					

共通仕様書（農林水産土木工事編） 「写真管理基準」 新旧対照表

項	新（令和5年4月1日）				旧（令和4年4月1日）			
	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
出来型管理写真 ほ場整備	畦畔	高さ・幅	施工後	施工延長200～400mにつき1箇所撮影。 上記未満は2箇所撮影。	畦畔	施工状況 高さ・幅	施工中 施工後	標準ほ区あたり2本 端数ほ区あたり1本